

「投資信託に関する会計規則」の一部改正（案）

新	旧
投資信託に関する会計規則 第 1 条～第 9 条 (省 略) (純資産の部) 第10条 純資産の部は、元本並びに剰余金又は欠損金に区分するものとする。 2 純資産の部は、元本、剰余金又は欠損金その他の細則に定める科目に細分化することができるものとし、各科目においては細則で定める額等を計上するものとする。 * 細則第 4 条 (省 略) <u>第12条</u> (削 除) (以下略) <u>附 則</u> <u>この改正は、令和 7 年〇月〇日から実施する。</u>	投資信託に関する会計規則 第 1 条～第 9 条 (同 左) (純資産の部) 第10条 純資産の部は、元本、<u>株価変動準備金、価額変動準備金</u>並びに剰余金又は欠損金に区分するものとする。 2 純資産の部は、元本、<u>株価変動準備金、価額変動準備金</u>、剰余金又は欠損金その他の細則に定める科目に細分化することができるものとし、各科目においては細則で定める額等を計上するものとする。 * 細則第 4 条 (同 左) <u>(株価変動準備金及び価額変動準備金の定義)</u> <u>第12条 純資産額の元本を上回る金額に約款で定められた一定割合を乗じた額を株価変動準備金又は価額変動準備金とする。</u> (同 左)

投資信託に関する会計規則